

PRESS RELEASE

2020. 10. 8

一般社団法人静岡県信用金庫協会

静岡県警察本部との連携による静岡県内9信用金庫のATMからの出金制限の強化について

～～金融詐欺被害防止対策～～

(一社)静岡県信用金庫協会の傘下の9信用金庫は、高齢者がキャッシュカードと暗証番号を犯人に渡してATMから現金を引き出されてしまうという「キャッシュカード対象の特殊詐欺」被害を防止するため、平成29年11月1日(水)より、キャッシュカードからの引出し限度を50万円に制限しております。

こうした中、加害者側の手口が巧妙化し、「預貯金詐欺及びキャッシュカード詐欺盗被害」が増加傾向にあることに鑑み、静岡県警察本部より出金制限の強化(限度額の少額化)について協力要請をいただきました。

協議の結果、ATMからの1日あたりの出金限度額を令和2年12月上旬より下記のとおり20万円に引き下げ、更なる被害防止及び被害額の極小化に努めることと致しました。詳細は下記のとおりです。

記

次のお客様はATMでの1日の現金引出しが20万円までとなります。

(1) 対象となるお客さま

① 70歳以上、かつ

② ATMで一定期間、1日当たり20万円超の引出しをされていない口座のお客さま

(2) 対応開始時期

令和2年12月上旬より

(3) 上記のお客さまがATMでの1日の現金引出しの増額を希望される場合

平日の営業時間内に各金庫の窓口へお申し出いただき、本人確認のうえ引出し金額を増額させていただきます。

お客さまにはご不便をおかけすることになりますが、お客さまの大切な財産を守るための措置です。詐欺被害防止の成果が更に高まることが期待できますので、何卒、ご理解をお願い申し上げます。

今後も静岡県の信用金庫は地域の金融機関として警察や自治体に積極的に協力し、県内の約400店舗のネットワークを生かした社会貢献を果たして行く所存です。

★静岡県警察本部生活安全参事官兼生活安全企画課長コメント

静岡県内の特殊詐欺被害は、昨年5年ぶりに減少したものの、本年に入り、被害件数・被害額ともに増加しております。また、手口別に見ると、キャッシュカードを狙った預貯金詐欺やキャッシュカード詐欺盗が、全体の約6割を占めるなど、厳しい情勢が続いております。

県警察ではより一層の被害防止を図るために、静岡県信用金庫協会に対しまして、ATMでのキャッシュカードによる出金制限の取組強化（出金限度額の更なる引き下げ）について、協力依頼を行いました。

キャッシュカードを詐取又は窃取された被害者の多くは、70歳以上の高齢者であり、被害に気付かないまま、連日、出金限度額の現金を引き出された結果、高額の被害に遭われる方も多くいらっしゃいます。

今回の取組は、たとえこのような被害に遭われたとしても、被害額が軽減されるなど、大変有効な対策であります。

県内9信用金庫におかれまして、お客様の大切な財産を悪質な特殊詐欺被害から守るために、これまでの取組をより一層強化していただいたことに対しまして敬意と感謝を申し上げます。

静岡県警察本部生活安全部
参事官兼生活安全企画課長

[お問い合わせ先]

(一社)静岡県信用金庫協会 : 054-255-5530

静岡県警察本部生活安全企画課 : 054-271-0110

内線711-3030